



水道水質検査結果の公表

登別市の水道水は安全です!

市水道部は、
 日ごろみなさんが利用している水道水の
 安全性を確保するため、法に基づき年間計画を立て、
 水源から蛇口まで徹底した水質検査を実施しています。
 今年6月23日に実施した本市の水道水質検査の結果は、
 7ページの表のとおりです。
 すべての検査項目で水質基準に適合していることが
 確認されていますので、
 安心して市の水道水をご利用ください。



幌別浄水場取水堤

貯水槽水道設置者のみなさんへ

貯水槽水道の管理・清掃・水質検査が義務付けられました

水道法が改正され、『水槽容量が10立方メートル以下の貯水槽水道（飲料用貯水槽）の管理・清掃及び自主検査』に関する内容が新たに定められました。

貯水槽水道の点検・清掃・水質検査などは、これまで水槽容量が10立方メートルを超えるものに義務付けられていました。しかし、近年、全国的に事務所ビルやマンションなどの水槽で、衛生

上の問題が発生しているため、容量10立方メートル以下のものについても水槽設置者が自主的管理を行うよう水道事業者が指導することになりました。

安全でおいしい水を保つため、これからは水槽設置者が定期的に水槽の点検・清掃・水質検査などを行うよう努めなければなりません。

定期的な清掃と水質検査を行いましょう

水槽の清掃と水質検査

水槽は1年以内に1回、専門業者に依頼するなどして、定期的に清掃し、色、濁り、臭い、味、残留塩素の測定などを行いましょう



施設の点検

マンホールのふたの施錠や亀裂の有無、防虫網の設置など水槽の状態や周囲の状況の点検を定期的に行いましょう。

水道法の改正に伴い貯水槽水道台帳の作成のため、水道部職員が貯水槽の管理状況調査を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

水質の管理

蛇口から給水し、濁りなどの異常があった時は、必要な水質検査を行い、安全を確認してください。



緊急時の措置

水が汚染されるなど、貯水槽の水が人の健康を害するおそれのあるときは、直ちに給水を停止して、利用者に危険であることを知らせましよう。



給水装置の材質基準が改正されました

給水装置に使用されている銅合金の鉛成分の浸出を抑えるため、今年の4月1日から給水装置の構造と材質の基準が改正され、これまで以上に健康に配慮したものとなっています。